

### 第3回 倫理委員会有識者懇談会準備会合 議事要旨 (2021年8月26日)

#### I 日時：

2021年8月26日(木) 10:00~12:00

#### II 場所：

オンライン会議 (一部参加者は日本公認会計士協会より参加)

#### III 出席者：

##### ○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、青克美、井上隆、遠藤元一、大野和人、佐藤淑子、前原康宏、  
弥永真生、西山香織(オブザーバー)

##### ○ 日本公認会計士協会

手塚正彦(会長)、小倉加奈子(副会長)、西田俊之(常務理事)、高濱滋(委員長)、  
樋口誠之(副委員長)、山田雅弘(副委員長)

#### IV 議事要旨：

##### ディスカッションポイント1 (課題や懸念)

新規程では、監査業務の依頼人がPIE (Public Interest Entity: 社会的影響度の高い事業体) である場合、自己レビューが生じる可能性のある非保証業務の提供が包括的に禁止され、これまで重要性の判断やセーフガードの適用により提供していた非保証業務を提供できなくなる可能性がある。また、依頼人にとっても、提供可能な非保証業務の範囲が縮小することにより、監査人やそのネットワーク・ファームに依頼していた非保証業務を、今後は依頼できなくなる可能性がある。これに関し、以下の点について議論を行った。

- 自己レビューが生じる可能性の有無に関する判断も含め、非保証業務に関する提供の可否の判断を行う際の課題や懸念等はあるか。

##### **【主なご意見】**

- 国際基準と同等の水準で独立性の担保を求めるものであり、導入は賛成である。なお、自己レビューの可能性の判断は、基本的に会計事務所等に委ねられると考えられるが、恣意性の排除は重要であるため、判断基準の整理や重要な逸脱に対する監視の仕組みの整備を検討いただきたい。

- 非保証業務の継続の可否を個別に検討した結果、実際に提供できない業務が生じた場合には、対策に時間を要する。また、重要性を全く考慮せずに判断することによって、混乱が生じないかどうかを慎重に検討する必要がある。
- 監査人の役割には、批判的機能とともに指導的役割がある。会計事務所等も依頼人も、資本市場に対して正しい財務情報を作成して開示する目的がある以上、今後も会計事務所等には必要な助言を行っていくことが期待される。
- 公認会計士の指導的な役割は、資本市場を維持する上で重要な役割であり、今後も重視していく必要がある。IFRS のコンバージョンや新しい会計基準の適用においても、SEC 登録企業は他の基準へのコンバージョン等については特に規制されておらず、公認会計士の果たす役割は非常に大きいと考える。一律禁止にすべきではないと考える。
- ほとんどの非保証業務は、現在の公認会計士法や独立性に関する指針等においても規定されているが、その提供の可否の判断が「自己レビューの可能性」に変わり、非常に厳しくなったと思う。
- 特定の非保証業務において、「経営者の責任を担わない」ことを判断するための何らかのガイダンスや考慮すべき要素があった方がよいのではないかと考える。

## ディスカッションポイント 2（公認会計士法における同時提供禁止規定との関係）

公認会計士法では、同時に提供することが禁止される非監査証明業務として、財務諸表の作成者の立場としての業務や経営判断に関わる業務を禁止する規定とともに、包括的な禁止規定を定めている。会員は公認会計士法と改正倫理規則のいずれをも遵守することが求められるが、両者の規定を踏まえた上で、非保証業務の提供の可否を判断する必要がある。これを踏まえ、以下の点について議論を行った。

- 公認会計士法との関係にとどまらず、非保証業務の提供の可否については、改正倫理規則上は IESBA 規定に準拠した要求事項を定めるとともに、独立性に関する法改正対応解釈指針第 4 号を廃止した上で、改正倫理規則に準拠した新たな実務判断のためのガイダンスを規範性のある指針として作成したいが、いかがか。

### **【主なご意見】**

- 自己レビューの可能性の判断について、会計事務所等と依頼人の双方にとって予見可能性があり、適切な判断ができるようにガイダンス等を示すべきである。また、これまでできていた業務が禁止される場合には、移行までにかかり時間がかかると思われるので、適用時期は配慮すべきである。
- ガイドラインの作成においては、明らかに提供できない非保証業務の明確化、業務

提供の判断に困難を伴う状況における選択肢や望ましい考え方の提供、及び適切な判断事例の紹介等を通して、実務における活用に留意して整備することが望まれる。

- 公認会計士法と IESBA 倫理規程を考慮すると、独立性に関する法改正対応解釈指針第4号を廃止して改正倫理規則のガイダンス等を設けることに賛成する。その際に、改正倫理規則がシンプルな体系となるように、改正倫理規則の適用指針に含める方法や、ガイダンスとなる解釈指針等と併せて全体として統合的な体系とする方法などが考えられる。
- 独立性に関する法改正対応解釈指針第4号は、独立性に関する疑義を払拭させるための解釈指針であるが、新たに作成する実務判断のガイダンスは、自己レビューの可能性の有無、すなわち業務提供の可否に直結するガイダンスであるため、大きなクライテリアから詳細な実務判断にまで、記載を段階に分けて整理することにより、実務面の実効性を担保することが望まれる。

### ディスカッションポイント3（監査役等への情報提供）

新規程では、監査業務の依頼人がPIEの場合、非保証業務の提供が独立性に及ぼす影響について、監査役等が十分な情報を得た上で意思決定を行うことができるように、会計事務所等は、ネットワーク・ファームによって提供される非保証業務も含め、網羅的に関連情報を収集し、非保証業務の受嘱前に、非保証業務の内容や阻害要因の評価等の情報を提供することが求められる。これに関し、以下の点について議論を行った。

- 監査役等への情報提供の内容や方法に関し、本規定の趣旨に鑑みて何か想定される課題や懸念はあるか。

#### **【主なご意見及びご質問に対する回答】**

- 監査役への負担が重い場合があるという印象を受けた。また、親会社や子会社等に対して非保証業務を提供するために、親会社又は子会社の情報を依頼人の監査役等に伝達する場合、何らかの障害が生じることが想定される。その場合、監査役等の判断に資する十分な情報を提供できない場合は、会計事務所等又はネットワーク・ファームは、非保証業務を提供できないと割り切ってよいか。

（ご質問に対する回答）

- 親子会社間の情報の提供は、守秘義務が論点となり、3つの条件をクリアすれば業務提供可能となっている。①法律等に違反しない程度（守秘義務違反にならない程度）に情報を提供すること、②独立性に問題がない旨を監査役等に伝えること、③監査役等がそれに対して不同意を表明しないことの3つである。なお、一

切の情報提供ができない場合には、非保証業務の提供を断念するか、監査業務の提供を終了こととなる。

- 子会社の監査役としての責任として、親会社の業務について、親会社の情報を得て了承することに関しては、会社法上の整理を十分に行う必要がある。PIE 及び PIE の親会社・子会社が非保証業務の提供を受ける時に、PIE 側の監査役等に情報を提供して了承を得る必要があるとした場合には、様々な実務上の課題が生じると考えられるため、慎重に検討いただきたい。
- 監査役等への負担は高まるが、同時に期待も高まっている。監査役等が、自己の役割を適切に果たしていくことが重要であると理解している。
- 親会社に対する非保証業務の提供について、子会社の監査役の役割を周知する必要がある。
- 子会社の監査役等が、会計事務所等から親会社の情報を得て、親会社に対する非保証業務の提供を了承することについて、会社法上の整理をする必要があると考える。
- それぞれの倫理観や職務の使命を自覚した上で、会計事務所等と監査役等との情報交換は、少し踏み込んだものがあってもよいと思う。

#### ディスカッションポイント 4（監査役等による了承）

新規程では、監査役等は、会計事務所等から十分な情報を得た上で、非保証業務の提供について了承することになる。監査役等による了承は、個別の契約毎に行う方法や全般的な方針の下で行う方法等、会計事務所等が監査役等と合意したプロセスによる場合があるとされている。したがって、PIE である依頼人は、会計事務所等やそのネットワーク・ファームから非保証業務の提供を受ける場合には、監査役等が了承するためのプロセスを構築することが考えられる。

これを踏まえ、以下の①及び②について議論を行った。

- ① 監査役等が了承するためのプロセスや判断基準について、実務上、想定される課題や懸念はあるか。
- ② 「監査役等の了承」は、現行倫理規則等における「監査役等の了解」と類似の手続を想定しているが、いかがか。

#### **【主なご意見】**

- ①について、SEC 登録企業の pre-approval においては、監査役等が何も意思表示しないということはなく、業務提供の承認について回答を行っていると考ええる。

今後は対象企業の範囲が広がるため、監査役等が了承するためのプロセスについて、具体化していかなければならないと思う。

- ①について、監査役がこうした具体的な職責や役割を担うことに関して、我が国の法令上、監査役の権限や職責について整理していかなければならない。非保証業務の提供により独立性が阻害されていないかどうかを監査役が確認し、了承するという整理が考えられる。
- ①について、改正倫理規則は、一義的には依頼人のプロセスや体制の構築を求めものではないと考えている。その一方で、実際には監査役等が判断するための資料を、依頼人側でも用意して臨むのが実務上のプロセスと考えるため、依頼人にも相当の負荷が生じることは間違いない。監査人が監査役等に対して情報提供するというプロセスを大前提として、その情報を確認する企業側の対応については、依頼人の判断に委ねることが適切と考える。
- ①について、会計事務所等は、ネットワーク・ファームを含めた非保証業務の情報を統括する必要があるため、契約締結前に「了承」できるように、相互の連携やプロセスの構築が重要になると思われる。可能であれば、実務的な対応方法の例示を提供することが望ましい。
- ②について、会計事務所等にとってのリスクを鑑みると、一律に「了解」と類似する手続ではなく、一定の状況においては、明示的な了承を得る旨を定めることが適切である。
- ②について、concur は「納得する」という意味を含んでおり、暗黙の同意では足りないと思う。事前に監査役等から concur を得て初めて非保証業務の提供ができるので、そこには慎重さが必要と考える。非保証業務は、依頼人において提供してほしいというインセンティブが働き、会計事務所等の側もできれば提供したいというインセンティブが働くため、曖昧な形ではなく、より明示な同意があった方がよい。
- ②について、concur は「同意」「意見が一致する」という意味があり、明示的な同意を表す言葉が適切と考える。財務報告のエコシステムの考え方に照らしても、監査役等の検討・判断結果が明示されることが重要である。concur の言葉の意味と実質的な面を踏まえて手続を検討すべきである。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上